

香川県教育情報セキュリティポリシー (公開用)

香川県教育委員会事務局
高校教育課・特別支援教育課

目 次

第1章 総則	1
1 背景	1
2 構成	1
第2章 教育情報セキュリティ基本方針	1
1 目的	1
2 定義	1
3 対象とする脅威	2
4 適用範囲	3
(1) 行政機関の範囲	3
(2) 情報資産の範囲	3
5 教職員等の遵守義務	3
6 情報セキュリティ対策	3
(1) 組織体制	3
(2) 情報資産の分類と管理	3
(3) 情報システムの強靱性の向上	3
(4) 物理的セキュリティ	3
(5) 人的セキュリティ	3
(6) 技術的セキュリティ	3
(7) 運用	3
(8) 外部サービスの利用	4
7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
8 教育情報セキュリティポリシーの見直し	4
9 教育情報セキュリティ対策基準の策定	4
10 教育情報セキュリティ実施手順の策定	4

第1章 総則

1 背景

香川県立学校（以下「学校」という。）には、指導要録、答案用紙、生徒指導等の記録、進路希望調査票、児童生徒等の住所録等の機微な情報が保管されており、校務事務については、効率化の観点から、統合型校務支援システムが導入されている。

また、学校におけるICTは、新学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適正に活用した学習活動の充実を図ること」と記載されるなど、積極的な活用が求められている。

このような状況から、学校が保有する機微情報に対する十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校において、安心してICTを活用できるようにするために不可欠な条件である。

このため、学校が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめた香川県教育情報セキュリティポリシー（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）を定めるものである。

2 構成

教育情報セキュリティポリシーは、学校が所掌する情報資産に関する業務に携わる教職員、非常勤職員及び臨時職員（以下「教職員等」という。）に浸透させ、普及させ、及び定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかしながら一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、教育情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分（基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（対策基準）に分けて策定することとした。具体的には、教育情報セキュリティポリシーを、①教育情報セキュリティ基本方針及び②教育情報セキュリティ対策基準の2階層に分け、それぞれを策定することとする。また、教育情報セキュリティポリシーに基づき、学校毎の情報セキュリティ対策の具体的な手順等が記載された香川県立学校教育情報セキュリティ実施手順（以下「学校教育情報セキュリティ実施手順」という。）を、別途、策定することとする。

第2章 教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、学校が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 情報ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

- (2) 情報システム
コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 教育情報セキュリティポリシー
本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 機密性
情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント
情報セキュリティに対する脅威として、実際に発生した事案をいう。
- (9) 校務系（教員用ネットワーク）
教員が校務事務で利用するネットワーク環境をいう。
- (10) 学習系（授業用ネットワーク）
教員及び生徒が授業で利用するネットワーク環境をいう。
- (11) インターネット接続系
インターネットに接続されたネットワーク環境をいう。
- (12) 通信経路の分割
校務系とインターネット接続系の両ネットワーク環境間の通信経路を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (13) 無害化通信
インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報セキュリティに対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

ア 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

イ 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規程違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- ウ 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- エ 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システム運用の機能不全等
- オ 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、香川県教育委員会事務局高校教育課（以下「高校教育課」という。）、香川県教育委員会事務局特別支援教育課、香川県教育センター及び学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア 情報ネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- イ アで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等の情報システム関連文書

5 教職員等の遵守義務

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システムの強靱性の向上

校務系は、インターネット接続系との間で通信経路の分割を行い、両接続系の間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際

のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(8) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者との間で、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。また、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規程を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた学校教育情報セキュリティ実施手順を、別途、策定するものとする。

なお、学校教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。